

令和8年度 じん芥収集自動車用シャシ部品（G） 買入（単価契約）
仕様書

1 購入物品
ダイハツ工業株式会社 製純正自動車部品

2 用途
じん芥収集自動車整備用

3 契約方法
単価契約

4 納入期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

5 年間買入予定金額
895,070 円

6 年間買入予定数量
588 点

7 割引率
ダイハツ工業株式会社 の発行するパーツカタログ 2026年版 記載小売希望価格の

 %引き (小数点以下第2位を四捨五入すること)

- 8 発注及び納入方法
- (1) 発注は都度発注とし、「9 納入場所」の各センター担当者が電話若しくはファクスにより行うものとする。
 - (2) 納入は原則として発注後2日以内とし、土曜日、国民の祝日・休日及び振替休日の納入も可能であること。ただし、納入期日が日曜日の場合は月曜日とする。また、欠品等で納期のかかる場合については、別途協議とする。
 - (3) 部品の運搬等、納品にかかる一切の費用は受注者の負担とする。
 - (4) 受注者は、納入時に納品書（任意書式）を納入先に提出すること。

9 納入場所

事業所名称	郵便番号	住所	電話番号
南部環境事業センター	557-0063	大阪市西成区南津守5-5-26	06-6661-1190
東北環境事業センター	533-0006	大阪市東淀川区上新庄1-2-20	06-6323-3511
城北環境事業センター	538-0037	大阪市鶴見区焼野2-11-1	06-6913-3960
西北環境事業センター	555-0032	大阪市西淀川区大和田2-5-66	06-6477-1621
中部環境事業センター	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-6-28	06-6714-6411
中部環境事業センター出張所	556-0024	大阪市浪速区塩草2-1-1	06-6567-0750
西部環境事業センター	551-0013	大阪市大正区小林西1-20-29	06-6552-0901
東部環境事業センター	544-0013	大阪市生野区巽中1-1-4	06-6751-5311
西南環境事業センター	559-0023	大阪市住之江区泉1-1-111	06-6685-1271
東南環境事業センター	547-0023	大阪市平野区瓜破南1-3-40	06-6700-1750

- 10 事業担当
大阪市環境局 南部環境事業センター（整備担当）
〒557-0063 大阪市西成区南津守5-5-26
電話：06-6661-1190（担当：相良）

11 その他

- (1) 本件は単価契約のため、数量については、車両の運行状況その他の要因により大幅な増減が生じる可能性があることをあらかじめ承知し、異議を申し立てないこと。
- (2) 納品する部品単価の設定については税抜き価格とし、各自動車製造業者の純正部品小売希望価格に「7割引率」を適用した価格とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てとすること。
- (3) 受注者は、部品の安定供給のため、十分な在庫を確保しておくこと。
- (4) 契約期間中に、部品の改良やリコール対応により仕様が変更になった場合等で、パーツカタログに未掲載であっても、供給できる部品は小売希望価格に「7割引率」を適用した価格とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てとすること。
- (5) 代金の請求は毎月月末で締め切り、翌月に支払いの請求を行うことができる。請求書の提出先は「10 事業担当」とする。
- (6) 請求金額は、各月の納入実績数量に本項(2)で設定した部品単価を乗じた金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- (7) 契約後における仕様書上の疑義は、当局の解釈によるものとする。
- (8) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。
なお、質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。